



今月の表紙の写真は、「ひまわり畑」です。

夏の季語にもなっている「ひまわり」は、暑い日差しの中太陽に向かって堂々と咲いている、夏を象徴する花ですよ。

それにしても毎日暑い日が続きます。

ある朝のこと。寝汗がビッシヨリ・・・。

そんな僕の顔（頭）を見た家内がひと言。

「髪の毛が立ってて、あの人に似てるな。」

（僕）「そうか。ベッカムって言いたいんやろ。」

（家内）「うんにゃ。出川哲郎。」

慌てて僕はシャワーを浴びました。「ヤバいよ、ヤバいよー」って言いながら。



今週の事務所通信にも労災に関する記事がありますが、暑い夏はそれだけで労災のリスクが高くなります。

ただ業務上災害が起これば労災だけに留まりません。ある年の夏のこと、不幸な事件がありました。

平成14年8月10日の午後5時30分頃、金属加工会社に勤務する26歳の男性従業員が、急性心不全により突然倒れ、そのまま病院に搬送されたものの同日午後7時過ぎに同疾患により死亡しました。

亡くなった男性従業員は、倒れたこの日の昼休みの奥さんとの電話で暑さや疲れを訴えていたそうです。

男性の遺族は会社に損害賠償を求めました。

裁判所は、長時間労働などによるストレスの結果、心筋梗塞を発症したと推認されると判断しました。

さらに男性の死亡についての予見可能性があったのに会社は休日確保などの安全配慮義務を履行しなかったとし、会社側に約8400万円の賠償を命じる判決を言い渡したのです。

この裁判の中で「水分補給」について、会社側から一つの主張がありました。

亡くなった男性従業員は、「水分補給」について、上司から再三注意を受けたにもかかわらず、「汗をかかから飲まない」、「もうすぐビールじゃないですか」等と言って水分補給をしなかったというのです。



水分の不足は、虚血性心疾患に対するリスクファクターであるから、亡くなった従業員には、心不全による死亡については過失があるという会社の主張でした。

ところが、裁判所はこの会社の言い分は信用できないと一蹴して、会社側に賠償を命じたのです。



会社には従業員の安全配慮義務があります。

職場の上長にもいろいろ言い分はあるでしょうが、安全配慮義務を実際に履行、具体的に推進していくのは現場の上司の役目です。

少なくとも体調の具合が悪いという部下がいれば、どうかまず医者を受診を勧めてくださいね。

美味しいビールを飲みたいから水分補給しない・・・なんて話は職場ではあってはならない茶番です。

もちろん、上司だけではなく、職場（チーム）の仲間であればお互いの体調に気づかすべきですよ。



「ひまわり」の花言葉は、「私はあなただけを見つめる」だそうです。

体調を崩しやすい夏だからこそ、職場の中での目配り、気配りが特に必要です。



さて、もうすぐリオデジャネイロオリンピックですね。

ひまわりとオリンピックといえば、女子マラソンの有森裕子さんを思い出します。

バルセロナの時だったでしょうかアトランタの時だったでしょうか、見事メダルを勝ち取った有森選手は、受け取った花束の中に好きな花だというひまわりを見つけて、さわやかに笑っていました。

今度のリオ五輪ではどんな素晴らしいドラマを見ることができのでしょうか。

暑さを吹き飛ばしてくれる、選手たちの「熱い」戦いと、そして感動の涙と、

ひまわりの花のように弾けるような素敵な笑顔を、楽しみにしています。

